

令和 5 年 6 月 1 日現在

機関番号：37105
研究種目：研究活動スタート支援
研究期間：2021～2022
課題番号：21K20202
研究課題名（和文）刑務所出所者等に対する総合的就労支援システムの構築 官民協働体制を目指して－
研究課題名（英文）Establishment of a Comprehensive Job Assistant System in Offenders Rehabilitation - Aiming for Public-Private Cooperation
研究代表者
中村 秀郷（Nakamura, Hidesato）
西南学院大学・人間科学部・准教授
研究者番号：30909693
交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：更生保護就労支援事業は、平成23(2011)年度の試行実施以降、実施庁が拡充され、令和4(2022)年度は25庁の実施体制となっている。本研究では、更生保護就労支援事業の受託団体が蓄積・実践してきた有効な支援アプローチを形式知として提示し、官民協働体制による効果的な就労支援の展開可能性について示唆を与えた。また、更生保護就労支援事業の実践現場からみた就労支援の現状と課題を明らかにした。さらに、更生保護の中心的な担い手である保護観察官の処遇における就労支援に対する意識を明らかにし、他機関連携及び支援者との協働、そして、社会内処遇における就労支援のあり方の一端を示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、(1)刑務所出所者等に対する就労支援の制度・実態を多角的・総合的に検証することにより、刑事司法領域の就労支援の現状と課題及びその背景要因を明らかにし、有効な支援・課題解決アプローチを提示すること、(2)刑事司法領域の就労支援の実践への示唆及び政策提言を行うことである。本研究は、(1)刑事司法領域の就労支援に関する初めての本格的な質的調査研究である点、(2)刑事司法領域における就労支援の制度自体に内包される矛盾や課題を解明し、成功事例の一般化を試みる研究である点、(3)刑事司法領域で就労支援を担っている関係機関全体に焦点を当てた総合的研究である点が独創的な視点である。

研究成果の概要（英文）：Since its trial implementation in FY 2011, the number of institutions implementing job assistance project for offenders rehabilitation has expanded to 25 institutions in FY 2022. This study presented the effective support approaches that have been accumulated and practiced by organizations entrusted with job assistance project for offenders rehabilitation as formal knowledge, and suggested the possibility of developing effective job assistance through a public-private cooperative system. And also clarified the current status and issues of job assistance from the perspective of the actual practice of job assistance project for offenders rehabilitation. Furthermore, we clarified the attitudes of probation officers, who play a central role in the treatment of offenders, toward job assistance in the treatment of offenders, and showed how job assistance should be provided in cooperation with other organizations and supporters, as well as in treatment within the community.

研究分野：社会福祉学

キーワード：更生保護 刑務所出所者等 就労支援 更生保護就労支援事業 保護観察

1. 研究開始当初の背景

犯罪白書など各種統計資料によると、約30%の再犯者が過半数である約60%の犯罪を惹起していることが示されており、犯罪を防止し社会を保護するためには、再犯者の再犯を防ぐことが極めて重要と考えられる。また、就労と再犯の関係については、無職者の再犯率は有職者の約3倍以上と著しく高く、保護観察中の再犯率を終了時の就労状況別に見ると、無職者の仮釈放及び執行猶予の取消しの比率は有職者と比べて著しく高い。さらに近年の入所受刑者の就労状況別構成比(入所度数別)を見ると、無職者の占める割合は入所度数を重ねるにつれて高くなっている。これらの統計が示すように、刑務所出所者等が無職である状態は再犯の大きなリスク要因であり、再犯を防止するには就労の確保が極めて有効と考えられる。

平成28(2016)年12月14日、「再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)(以下、再犯防止推進法)」が公布・施行され、再犯の防止等に関する基本的施策が第11条から第24条に規定された。具体的には、刑務所出所者等に対する再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等として「就労の支援」など、社会における職業・住居の確保等として「就業の機会の確保等」など、社会復帰支援策を推進することが規定された。これまでの再犯防止対策は、矯正施設入所者、保護観察対象者などが主な処遇対象であったが、再犯防止推進法は、刑事司法の入口から出口まで、さらに保護観察終了者など刑を終えた者に対しても、刑事司法のあらゆる段階を通じて必要な指導・支援を途切れることなく受けられるようにするべきことが基本理念として掲げられている(再犯防止推進法第3条)。

このように我が国の刑事政策において再犯防止は重要課題であり、そのなかでも刑務所出所者等の就労支援は極めて重要なテーマと考えられる。

刑事司法領域の就労支援に関する先行研究を整理すると、制度解説等の論説、職員個人の経験の振り返りによる実践(感覚)の報告、実証(経験的)調査による現状や課題提起に分けられた。先行研究から、各施設が刑務所出所者等の就労支援の実施にあたり、様々な課題や問題に直面していることが窺え、就労支援の現状と課題の一端が明らかにされている。しかし、これらの先行研究は調査分析データから得られた結果として明らかにされたものではない。矯正施設入所中から出所後の保護観察、刑終了後の一連の流れを通じた刑事司法領域全体に焦点を当て、就職活動から出所後の職場定着まで総合的・多角的な就労支援に焦点を当てた体系的な研究はなされていない。また、各施設職員を対象としたインタビュー調査から、就労支援の制度自体に内包される矛盾や課題を抽出し、これを解明していく研究及び成功事例の一般化、刑事司法領域の就労支援の制度・政策提言を試みた研究はなされていない。

2. 研究の目的

本研究の目的は、(1)刑務所出所者等に対する就労支援の制度・実態を多角的・総合的に検証することにより、刑事司法領域の就労支援の現状と課題及びその背景要因を明らかにし、有効な支援・課題解決アプローチを提示すること、(2)分析で得られた知見をもとに、刑事司法領域の就労支援の実践への示唆及び政策提言を行うことである。本研究は、刑事司法領域における新たな就労支援体制を検討することで、刑事政策の課題である再犯防止に貢献するものである。

3. 研究の方法

本研究は、令和3年度から令和4年度の2か年で刑務所出所者等の就労支援に関する文献研究、刑務所出所者等の担い手を対象としたインタビュー調査及び質問紙調査並びにヒアリングを実施した。

文献研究に関しては、刑務所出所者等に対する就労支援の制度・施策に関する概説、就労支援の担い手である保護観察官、保護司、協力雇用主、更生保護就労支援事業の受託団体職員による実践報告、更生保護就労支援事業の受託団体職員を対象とした調査研究などをレビューした。

インタビュー調査に関しては、就労支援の担い手である更生保護就労支援事業の受託団体職員及び保護観察所の保護観察官を対象に実施した。更生保護就労支援事業の受託団体職員は12か所の職員32名を対象に実施した(元職含む)。保護観察所の保護観察官は15名を対象に実施した(元職含む)。

質問紙調査に関しては、令和4(2022)年度に更生保護就労支援事業を実施している全国25庁の受託団体の全てを対象に全数調査を実施した。

ヒアリングに関しては、更生保護施設職員及び自立準備ホーム職員を対象に実施した。

4. 研究成果

本研究により得られた成果は、主に次の通りである。

(1)更生保護就労支援事業の受託団体職員を対象としたインタビュー調査

更生保護就労支援事業は、就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、そのノウハウを活用して刑務所出所者等の就労支援を行うものである。具体的には、矯正施設在所中から就職まで切れ目のないきめ細かな就労支援を

行う就職活動支援及び就労継続に必要な寄り添い型の支援を協力雇用主及び保護観察対象者等の双方に行う職場定着支援の各取組を行っている。法務省は平成 23 (2011) 年度から試行的に実施した更生保護就労支援モデル事業(以下、モデル事業)の成果を踏まえて、平成 26 (2014) 年度から更生保護就労支援事業を 12 庁で開始し、令和 4 (2022) 年度は 25 庁に拡充している(法務省 2023:71)。

本研究の目的は、更生保護就労支援事業の受託団体職員による刑務所出所者等の就労支援のノウハウを明らかにし、その実態を体系的に整理することである。

本研究では、更生保護就労支援事業の受託団体 12 か所の職員 32 名を対象にインタビュー調査を実施し、逐語データに対して質的記述的分析法を参考に分析を行った。分析結果から 25 個の文脈単位が生成され、<対象者への有効なアプローチ>、<雇用主への有効なアプローチ>、<対象者と雇用主の調整の有効なアプローチ>、<関係機関への有効なアプローチ>の 4 つのカテゴリーに収斂された。

本研究では、更生保護就労支援事業の受託団体職員を対象にインタビュー調査を実施し、刑務所出所者等の就労支援のノウハウを抽出してきた。そして、語りの分析を通して受託団体が蓄積・実践してきた有効な支援アプローチを形式知として提示することができた。

(2) 保護観察所の保護観察官を対象としたインタビュー調査

更生保護制度の担い手の中心は法務省の保護観察所に配置されている保護観察官である。保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした人及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事している(更生保護法(以下、法) 31 条)。

更生保護における処遇の各制度であるが、まず、保護観察は保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、遵守事項等を守らせるための指導・指示等を行う指導監督と援助・助言などサービスの提供を行う補導援護を行うことにより実施され(法 49 条)、補導援護の具体的な中身として「職業を補導し、及び就職を助けること。」が規定されている(法 58 条)。次に、生活環境の調整は矯正施設入所者の社会復帰を円滑にするため、家族や関係人を訪問して協力を求めること等により、釈放後の住居、就業先等の調整を行うものである(法 82 条)。また、更生緊急保護は満期釈放者や起訴猶予者などが刑事手続等による身体拘束を解かれた後、親族や福祉機関等から援助が受けられず生活に窮した場合、緊急に金品給与、宿泊場所供与、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、生活指導等を行い、生活環境の改善・調整を行うものである(法 85 条)。このように更生保護においては保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護の各制度が福祉的援助機能を有しており、就労支援がそれぞれの処遇内容に規定され、現場で実践されている。

本研究の目的は、保護観察所の保護観察官を対象にインタビュー調査を行い、実践現場から見た刑務所出所者等の就労支援の現状について明らかにし、今後の刑務所出所者等の就労支援のあり方について展望することである。

保護観察官 15 名を対象にインタビュー調査による半構造化面接を実施し、質的記述的分析法を参照して分析を行った。

分析結果から 25 個の分析単位が成立し、<就労支援で期待していること>、<対象者の支援で意識していること>、<協力雇用主との連携で意識していること>、<関係機関との連携で意識していること>の 4 つのカテゴリーに収斂された。

本研究では、刑務所出所者等の就労支援を行うに当たっての保護観察官の意識を明らかにし、他機関連携及び支援者との協働、そして、社会内処遇における就労支援のあり方の一端を示した。

(3) 更生保護就労支援事業の受託団体職員を対象とした質問紙調査

本研究の目的は、更生保護就労支援事業の受託団体職員を対象に質問紙調査を行い、実践現場から見た更生保護における就労支援の現状と課題を明らかにすることである。

本研究では、令和 4 年度に更生保護就労支援事業を受託した 25 団体全てに対して質問紙調査による全数調査を実施した。

分析結果から、(1)受託団体は更生保護における支援機関等との連携強化に繋がっていること、(2)受託団体は就労支援のノウハウ習得及び財政基盤の安定に繋がっていること、(3)職員は再犯防止と改善更生に繋がっていることを実感していること、(4)職員は保護観察官と同じような困難性を感じていること、(5)職員は支援期間終了後においても協力雇用主へのフォローアップを行い、苦勞することがあること、(6)職員は受託団体内部及び保護観察所との連携体制が業務の困難性軽減に有効と感じていること、などが示された。

本研究では、受託団体職員を対象とした意識調査から更生保護における就労支援の現状と課題の一端を明らかにした。

< 引用文献 >

・ e-Gov 「再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104 号)、<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=428AC1000000104>.

・ e-Gov : 更生保護法(平成 19 年 6 月 15 日法律第 88 号)、<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=419AC0000000088>.

・ 法務省『再犯防止推進白書 2022』日経印刷(2023 年)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 中村 秀郷
2. 発表標題 更生保護における就労支援の現状と課題
3. 学会等名 日本更生保護学会第11回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 中村 秀郷
2. 発表標題 更生保護就労支援事業による就労支援の有効性に関する考察
3. 学会等名 日本更生保護学会第10回大会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 伊藤富士江 編著	4. 発行年 2021年
2. 出版社 ぎょうせい	5. 総ページ数 299
3. 書名 司法福祉・実戦と展望—少年司法、刑事司法、医療観察、被害者支援—	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------